

ヨークベニマル古川店の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届出年月日 平成29年3月23日
- 3 店舗の名称 ヨークベニマル古川店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル
- 5 店舗所在地 大崎市古川駅東二丁目9番10号
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2, 279㎡ (変更後) 3, 145㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 200台 (変更後) 150台 (指針値) 126台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 80台 (変更後) 90台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 205.2㎡ (変更後) 140㎡
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 34㎡
(変更後) 廃棄物等保管施設1 12㎡ 指針値 7.18㎡
廃棄物等保管施設2 3㎡ 指針値 2.55㎡
合計 15㎡
 - (6) 開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前9時から午後11時まで
 - (7) 駐車場の利用時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後10時15分まで
(変更後) 午前8時50分から午後11時10分まで
 - (8) 荷さばき可能時間帯
(変更前) 午前6時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 7 変更する年月日 平成29年11月24日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日: 平成29年4月5日
 - ・縦覧期間: 公告の日から平成29年8月7日まで (公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会: 平成29年5月12日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会: 平成29年7月28日

- ・市町村等からの意見書提出期限：平成29年8月7日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：平成29年11月23日

■変更に関するもの以外の事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場出入口の数 3箇所

住民説明会の実施状況

開催日時	平成29年5月12日（金）午後6時30分から
開催場所	大崎市古川東部コミュニティセンター 大崎市古川李塚三丁目1番3号
出席人数	4人

質問事項	回答内容
日ごろから地域の台所として大変お世話になっています。特に東日本大震災では、早期にお店を開放していただき感謝申し上げます。高齢化が進んでいることから地域の皆様は早期の再オープンを望んでいます。可能な限り早期の再オープンをお願いします。また、幼稚園等がありますので工事中を含め交通事故には十分注意していただきたいと思います。質問に移りますが、ヨークベニマル古川中里店と同じくらいの店舗の大きさなのか。	古川中里店よりも、一回り大きい店舗を計画している。 →指針の対象外
テナント棟は何が入るのか。	現在検討中です。 →指針の対象外
駐車場の数は足るのか。	変更前の利用状況を確認し計画している。また、大店立地法の指針による必要駐車台数以上を確保しているので問題ないと思う。混雑が予想される時は、従業員駐車場の開放及び交通誘導員を配置します。 →県の意見は不要
リサイクルステーション設置の予定はあるか。	計画しています。 →県の意見は不要
以前、大雨で駐車場が冠水したことがあった。排水対策はしているのか。	現況の測量を行ったところ、震災の影響と考えられる側溝等のバラつきがみられた。敷地内の側溝等の改善を行って対策を行う予定です。 →県の意見は不要
A T Mは設置する予定はあるのか。	現在検討中ではあるが設置する計画です。 →指針の対象外
食料品に特化したお店と説明があったが、古川中里店と同じような店舗内容になるのか。衣料品はないのか。	現在は古川中里店と同じ店舗内容を計画している。オープン後、お客様の意見を聞きつつフレキシブルに対応したいと思う。 →指針の対象外

大崎市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
<p>ごみ減量及びリサイクルの促進に努められたい。また、廃棄物処理については適正に処理願います。加えて、近隣住民の迷惑にならないよう、深夜・早朝を避け、廃棄物処理を行っていただきたい。</p>	<p>大崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に従い、適正な運搬及び処理に努めます。また、各種リサイクル法の趣旨に則り資源サイクルに努めます。深夜・早朝を避けた廃棄物処理を行います。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>公害等関係法令を遵守するとともに、周辺の良好な生活環境を保全するよう努められたい。また、騒音・振動に係る特定施設等に該当があれば設置届け出が必要となります。同店の閉店時間は午後11時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想される。そのため、閉店後の駐車場の閉鎖など対策を講じていただきたい。</p>	<p>公害等関係法令を遵守し、周辺の生活環境保全に努めます。特定施設に該当があれば設置届出いたします。また、閉店後は若者の溜まり場とならないように駐車場出入口を閉鎖します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>過去に殺人事件があった経緯もあるため、警備員による巡回など管理を徹底し、防犯対策に努めていただきたい。</p>	<p>閉店後は、若者の溜まり場とならないように駐車場出入口を閉鎖します。深夜・早朝の駐車場の状況を把握しながら、必要に応じて駐車場の巡回等を検討します。</p> <p>→県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>同店新設予定地の隣接地には、病院並びに幼稚園等が現存し、通院者や通園者等が隣接道路を利用している。特に、同店舗東側の道路は幼稚園の通園児童や病院への通院客が利用するものの、道幅が狭く通行に支障をきたすような状況であることから、安心して安全な駐車場の配置計画を検討していただきたい。</p>	<p>交通について既存店営業中には特に問題は発生していませんでしたので、駐車場計画は駐車場の位置及び出入口の位置を立替前と同様の位置で計画しています</p> <p>駐車場内に歩行者用通路を設置し、歩行者の安全確保に努めます。</p> <p>特に混雑が予想される日には、必要に応じて交通誘導員を配置します。また、開店後の交通状況を把握しながら、必要があれば対策を行い混雑緩和および交通安全に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>同店の閉店時間は午後11時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので閉店後の駐車場の管理についても徹底した対応をしていただきたい。</p>	<p>閉店後は若者の溜まり場とならないように駐車場出入口を閉鎖します。深夜・早朝の駐車場の状況を把握しながら、必要に応じて駐車場の巡回等を検討します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対する配慮をお願いしたい。</p>	<p>廃棄物の回収時間帯は早朝と深夜を避けた計画とし、生活環境の保全に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。</p>	<p>商工会議所等が実施する事業に参画し、地域経済の発展に努めます。</p> <p>→指針の対象外</p>
<p>地域貢献に配慮し、さらに、地域の商習慣にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。</p>	<p>地域の商習慣に配慮した営業活動を行い、紛争が起きないように努めます。</p> <p>→指針の対象外</p>

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ヨークベニマル	
届 出 年 月 日	平成29年3月23日	
店 舗 名 称	ヨークベニマル古川店	
所 在 地	大崎市古川駅東二丁目9番10号	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>店舗が面する道路は幅員が狭く、周辺には幼稚園等が現存していることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。</p> <p>騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	